

平成27年度第1回土浦市総合教育会議会議録

1. 日 時 平成27年10月16日(金)午後4時00分
2. 場 所 教育委員会 会議室1
3. 出席者

(構成員)	市 長	中 川	清
教育委員会	委 員 長	小 原	芳 道
	委員長職務代理者	橋 本	重 信
	委 員	木 下	謹 子
	委 員	説 田	賢 哉
	教 育 長	井 坂	隆

(構成員以外の出席職員)

市長事務部局

副 市 長	五 頭 英 明	副 市 長	小 泉 裕 司
市 長 公 室 長	塚 本 盛 夫	政 策 企 画 課 長	船 沢 一 郎
政 策 企 画 課 政 策 員	石 引 康 博		

教育委員会事務部局

教 育 部 長	湯 原 洋 一	参 事	栗 栖 宣 博
教 育 総 務 課 長	根 本 卓 也	学 務 課 長	望 月 亮 一
生 涯 学 習 課 長	今 野 修	文 化 課 長	杉 田 真 彦
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	星 田 洋 一	指 導 課 長	小 島 勝 則
教 育 総 務 課 長 補 佐	元 川 宏		

4. 協議事項
 - (1) 土浦市総合教育会議運営要綱(案)について
 - (2) 教育に関する大綱の策定について

5. 傍聴者 なし

6. 議事内容

教育総務課長補佐

それでは定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第1回土浦市総合教育会議を始めさせていただきます。

私は司会を務めさせていただきます教育総務課元川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の会議の資料の確認をお願いしたいと存じます。

—————配布資料の確認—————

なお、本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項に原則公開ということで規定されてございますので、公開とさせていただきます。

きますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、本会議を主催いたします中川市長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

市 長

改めまして、皆さんこんにちは。本日は皆様方には何かとお忙しい中、第1回の土浦市総合教育会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。小原委員長さんを初め、教育委員の皆様方には日ごろより本市の教育行政へのご尽力はもとより、多岐にわたって多大なるご支援、ご協力を頂戴しておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、教育委員会制度につきましては、本年4月に地方教育行政における責任体制の明確化、それから首長と教育委員会との連携の強化等を目的といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされました。教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、すべての地方公共団体に総合教育会議の設置、そして教育に関する大綱を首長が策定をするという三つを大きな柱といたしました制度の改革が行われたところでございます。

本日の会議では、その一つでございます、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策大綱の策定、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等につきまして、協議、調整を行うこととなっております。今年度は初年度でもありますので、教育の目標や施策の基本的な方針となります大綱の策定を中心にご協議を行ってまいりますので、皆様方には忌憚のないご意見と慎重なご協議をお願ひ申し上げます。

最後になりますが、今回の制度改革をよい契機といたしまして、これまで以上に皆様方との意思疎通というものを図りまして、本市の教育課題や目指すべき姿というものを共有し合いながら、さらに教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご支援、ご協力を重ねてお願ひを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

教育総務課長補佐

ありがとうございます。続きまして、教育委員会小原委員長よりごあいさつをお願ひいたします。

委 員 長

皆様、改めましてこんにちは。第1回目の総合教育会議に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

ただいま、中川市長さんより新教育委員会制度の会議ということで総合教育会議が設けられました。今までも土浦市の教育委員会と市長、副市長さんたちとの意見交換会はもう何年も前からやっております、それが発展的に拡大したなということで私たちはとらえていますけれども、今までも意見交換会では私たちの要望を市長さんにはいろいろ聞いていただきまして、土浦市の教育環境は本当に素晴らしいものになってきております。よその市には負けない、立派な設備、建物もそうですが、人もたくさん入れていただいて、本当にありがたく思っております。これからも総合教育会議を通しまして、市長さん、それから私たち教育委員と土浦市の教育、子ども達のために立派なものにしていただきたいと思いますと思っております。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

教育総務課長補佐

ありがとうございました。本日は第1回目の会議となりますので、皆様ご存じのこ

ととは思いますが、改めて自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、中川市長と小原委員長にはただ今ごあいさつをいただきましたので、本会議の構成員となっておりますほかの4名の方々につきまして、橋本委員長職務代理者の方から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

—————構成員自己紹介—————

教育総務課長補佐

ありがとうございました。続きまして、本日の会議には市及び教育委員会から関係者の皆様にご出席いただいておりますので、五頭副市長より順番に自己紹介をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

—————構成員以外の出席職員自己紹介—————

教育総務課長補佐

ありがとうございました。それでは、協議に入ります前に、お手元の次第の4番にございます総合教育会議の概要について、事務局より説明させていただきます。お願いします。

教育総務課長

総合教育会議の事務局を担当させていただきます教育総務課根本でございます。よろしく申し上げます。すみません、着座にて説明をさせていただきます。それでは、お手元の第1回土浦市総合教育会議資料の1ページの方をごらんいただきたいと思っております。

まず、総合教育会議の概要についてご説明させていただきます。先ほど、お話が出ていますように、総合教育会議につきましては、本年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育に関する予算の編成・執行、条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としまして、すべての地方公共団体の長に対して設置が義務づけられたものでございます。一言で申し上げますと、市長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場というものでございます。次に、法律の抜粋を掲載させていただきました。法律の第1条の4の規定に基づきまして、総合教育会議を設置するものでございますが、その概要を2ページの方で整理させていただきましたので、2ページの方をお開き願いたいと思っております。

まず、会議の設置、構成員等でございます。

一つ目が、地方公共団体の長が総合教育会議を設けます。地方公共団体の長につきましては、この後から説明は市長ということで説明させていただきます。

二つ目、構成員は市長と教育委員会でございます。本日おそろいの6名の皆さんとなります。

三つ目としまして、会議は市長が招集いたします。

また、四つ目、協議する必要がある場合には、教育委員会からも招集を求めることができるというものでございます。

次に、(2)番、会議における協議・調整事項でございます。会議でどんなことを協議するかというようなことでございますけれども、まず一つ目が、このたびの教育委員会制度改革の大きな柱として、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な、施策の大綱を策定することとなっておりますので、その策定に関する協議がございます。

二つ目として、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策でございます。想定される事項としましては、箱の中に記載してございますけれども、学校等の施設の整備に関する施策など、予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項。また、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育、保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後政策、子育て支援のように、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項でございます。

三つ目としまして、児童生徒等の身体・生命の保護など、緊急の場合に講ずべき措置でございます。こちらの想定される事項としましては、いじめ問題等により児童生徒等の自殺が発生した場合、通学路で交通死亡事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、災害の発生により防災担当部局と連携する場合、同じく福祉担当部局と連携する場合。犯罪の多発により、社会教育施設でも職員や一般利用者の生命または身体に被害が生ずる恐れがある場合、それと、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合でございます。

3ページをお願いいたします。

協議内容は今説明させていただいた内容でございますので、教育委員会が所管する事務の重要事項すべてを教育総合会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではございません。また、教科書採択、個別の教職員人事など、特に政治的中立性の要請が高い事項、また、日常の学校運営に関するささいな事項については、協議題とすべきではないということで定めています。

次に、(3)番、協議・調整した結果の尊重義務についてでございます。

会議で調整が行われ、市長と教育委員会の双方が合意した事項につきましては、お互いその結果を尊重しなければならないというものです。なお、調整のついていない事項の執行については、お互いが法に定められた執行権限に基づき、判断することになります。

続きまして、(4)番、会議の公開と議事録の作成及び公表について、でございます。会議は原則公開となります。なお、非公開として想定される事項としましては、個人情報等を保護する必要がある場合、また、予算に関し、決定前に公開することで公益を害する場合などは非公開とすべき事項となっております。また、議事録を作成し、ホームページ等で公表いたします。

次に、(5)番のその他でございますが、この会議の位置づけとしましては、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらないというものでございます。

また、緊急時の対応としましては、緊急時には市長と教育長のみで総合教育会議を開くこともできるというものでございます。その場合には、教育長は事前に対応の方向性について、教育委員会の意思決定がなされている場合や対応を一任されている場合を除き、総合教育会議においては一たん態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて市長と協議・調整を行うこととなります。

4ページをお願いいたします。

会議における意見聴取者ということで、必要がある場合には、関係者や学識経験者

に出席していただいて、意見を聴くこともできるというものでございます。
簡単でございますが、総合教育会議の概要については以上でございます。

教育総務課長補佐

ただいま事務局より総合教育会議の概要について説明がございましたけれども、ここまでで質問等ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、続きまして、協議の方に入らせていただきたいと思います。
次第の5番、協議事項の(1)になります。土浦市総合教育会議運営要綱(案)について、事務局の方より説明をお願いします。

教育総務課長

続きまして、資料5ページをお願いいたします。
土浦市総合教育会議運営要綱(案)について、ご説明させていただきます。
法律におきまして、総合教育会議に関し必要な事項は総合教育会議で定めることとなっております。つきましては、まず会議の運営に関する要綱についてご協議をいただくものでございます。

下の箱の中に土浦市総合教育会議運営要綱の案を記載いたしました。第1条はこの要綱を定める根拠を規定してございます。第2条第1項は、会議の招集手続を定めたもので、市長は会議の5日前までに日時、場所、会議に付すべき事項を教育委員会に通知すること。第2項、教育委員会からも会議の招集ができること。第3条では、市長がこの会議の議長となること及び会議の公開に関する規定でございます。第4条、こちらは議事録の作成及び公表について。第5条が会議の庶務を教育委員会教育総務課で行うこと。そして附則としまして、施行日でございますが、この案でご承認をいただければ、本日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。

教育総務課長補佐

ただいま事務局より土浦市総合教育会議運営要項(案)について説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 長

総合教育会議の構成員は市長と教育委員と教育長ということですか。教育長というのは教育委員ではないでしょ。今は違いますけれども、今の段階はどういうことですか。今現在は市長と教育委員ですか。

教育総務課長

市長と教育委員長、教育委員、教育長でございます。

委員 長

来年からは変わるのですね。法律上は市長と教育委員と教育長という構成でいいのですか。

教育総務課長

そういうことです。

委員 長

わかりました。定足数とかそういうのはないのですか。

教育総務課長

土浦市の教育委員の定数が決まっていますので、そちらの定数、プラス市長が構成員ということになります。構成員につきましては、1ページの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4の抜粋がございます。こちらの法律の方で、第2項で総合教育会議は次に掲げる者で構成するというので、地方公共団体の長、教育委員会ということで定めてありますので、運営要綱の方ではそれは出ていないというものでございます。

委員 長

教育委員会というのは、教育委員だけじゃないわけですよ。教育委員会の関係者すべて入るわけですか。

教育総務課長

教育委員の皆さんになります。

委員 長
教育総務課長
教育部長

教育委員のこと。

はい。

この法律で言う教育委員会は執行機関としての教育委員会です。人事権等ある教育委員会で、要するに、教育委員会は、現在のところ5名の委員をもって構成することになっていきますので、教育長を含んだ5人。新しい制度になったときには教育委員会は教育長及び教育委員で構成することになっていきますので、これは法律で決まっていますので、執行機関としての教育委員会ということで、もう片方の地方公共団体の長というのを土浦市という執行機関としての長、そういう形になります。

委員 長
教育総務課長補佐
説田委員
教育総務課長

わかりました。この要綱は来年からもずっと有効ですね。了解しました。

何かございますでしょうか。

議決を要するときは過半の賛成とか全会一致とかという決まりはあるんでしょうか。この協議会につきましては議決機関ではない。市長と教育委員会が意見の調整を図る場ということでございますので、この中に議決の要件とか、そういうことは盛り込まないということでございます。

委員 長

議題というのは事前に決まるのですか。議題が出ますよね。議決する必要はないですね。全然。協議だけで。

教育総務課長
委員 長
教育総務課長

はい。議題を市長から示して招集するというようなことでございます。

ということよろしいですかね。

教育委員会の方からもそういった協議が必要あるという案件がある場合には、教育委員会の方から招集を求めることができる。基本的には市長が。

委員 長
教育総務課長補佐

協議事項は議題として出るわけですね。議決はしないけれども。

何かございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、今事務局の方よりご説明させていただきました5ページの土浦市総合教育会議運営要綱につきましては、案文のとおりということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。土浦市総合教育会議運営要綱については、案文のとおりとさせていただきます。つきましては、施行日が本日からとございますので、これより先はこの要綱の規定に基づいて議事進行の方をさせていただきたいと存じます。それでは、今ご案内しました要綱第3条第1項の規定により、中川市長に会議の議長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

市 長

ただいま司会の方からお話がありました。ただいま運営要綱が案文のとおり決定をいたしました。それに基づきまして、私、第3条第1項の規定によりまして、暫時議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

では、協議事項の二つ目でございます。教育に関する大綱の策定についてお諮りをさせていただきます。事務局より説明をいたします。どうぞ。

教育総務課長

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

市長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所掌事項に係る予算の編成・執行、条例提案など重要な権限を有しており、また、近年の教育行政においては福祉や地域振興など一般行政との密接な連携が必要となっていることから、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、

学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、法第1条の3第1項において、市長に対し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が義務づけられたものでございます。

中段の箱の中に大綱の策定に関する法律の抜粋を記載させていただきました。第1条の3第1項におきまして、市長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、これは国の教育振興基本計画の基本方針でございます。それを参酌して地域の実情に応じた大綱を定めることとなっております。

それでは、大綱の概要でございます。

(1) 番の大綱の定義でございますけれども、一つ目が、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではない。二つ目としまして、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるもの、第2期教育振興基本計画の中の成果目標の部分が大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。

三つ目としまして、対象とする期間につきましては、市長の任期が4年であること、また、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることにかんがみ、4年から5年程度を想定しているというものでございます。

7ページお願いします。

次に、大綱の記載事項でございますが、これにつきましては、各地方公共団体にゆだねられているところでございます。考えられる記載事項としまして、箱の中に記載してございますが、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針についてでございます。

二つ目としまして、市長が大綱を策定するものでございますけれども、記載事項につきましては、市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。三つ目としまして、会議において調整がついた事項を大綱に記載した場合には、市長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものの、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合には、尊重義務違反には該当しないというものでございます。

また、四つ目として、もし市長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないというものでございます。

次に、(3) 番、教育振興基本計画、その他の計画との関係でございます。下から5行目でございます。地方公共団体において、教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられることができると考えらえることから、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱をかえることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないというものでございます。

本市におきましては、教育振興基本計画は作成しておりませんが、第7次総合計画

の中で教育に関する基本構想や目標、方針などを定めておりますので、この会におきまして市長と教育委員会が協議し、同意が得られれば、第7次総合計画の教育に関する部分を大綱にかえることも可能だということでございます。

8ページをお願いいたします。

大綱策定時のイメージでございます。

大綱につきましては、国、県の計画を参考にしながら、また、市の上位計画であります第7次総合計画との整合を図りつつ策定するものでございます。

それでは、国や県の計画を参考にしながらということでございますので、まず、国の計画でございますが、(5)番、第2期教育振興基本計画の概要でございます。国におきましては、創造、自立、協働という三つの理念のもと、教育振興基本計画が策定されております。教育行政における、下の箱に記載しておりますように、1番が社会を生き抜く力の養成、2. 未来への飛躍を実現する人材の養成、3. 学びのセーフティーネットの構築、4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成、以上四つの基本的方向性とそれぞれ星印で記載されております八つのミッション、成果目標が示されてございます。大綱策定の際に参酌する部分がこの星印の八つの部分の成果目標となっております。

9ページをお願いいたします。

次に、茨城県の計画でございます。いばらき教育プランの概要ですが、「一人一人が輝く教育立県を目指して」を基本テーマとしまして、1. 社会全体での教育力の向上、2. 未来に羽ばたく力を育てる教育の充実、3. 豊かな心と健やかな体の育成、4. 生涯にわたって学べる環境づくり、5. 質の高い教育環境整備という五つの基本方針を掲げ、それぞれの方針に基づき、箱の中に記載してあります21の施策を展開してございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

続きまして、本市の教育に関する計画の状況でございます。

第7次土浦市総合計画の基本理念や将来像を実現するため、心の豊かさとたくましさをはぐくむ教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくりとしてさまざまな個性を認め伸ばし合い、想像力豊かで、生きる力、他人を思いやる心を持った人材の育成を目指します。また、市民のだれもが夢をはぐくみ、将来を通じて学び、文化・芸術やボランティア活動に参加できる心の豊かな人が育ち、明るさがあふれるまちづくりを進めますという基本目標を掲げ、1. 生きる力をはぐくむ学校教育の充実、2. 自己実現を最大限尊重する生涯学習の振興、3. 次代を担う青少年の健全育成、4. 文化・芸術の振興、5. すべての市民が親しむスポーツ・レクリエーションの振興という五つの基本方針を定め、その実現に向けた各施策を展開してございます。

なお、本市の総合計画における教育に関する基本方針や施策の内容につきましては、国、県が掲げる目標や方針と整合が図れているもので、国の八つの目標と県の21の施策が盛り込まれた内容となっております。

11ページをお願いいたします。

また、こちらは教育委員の皆さんがご存じのように、教育委員会では総合計画の五

つの柱を目標として定めまして、毎年その状況に対応した教育行政方針を定め、施策を展開しているところでございます。

大綱に関する説明は以上でございます。本日は第1回目の会議ですので、今後大綱を作成していく上での基本となります大綱の概要と本市の教育に関する計画の現状について説明をさせていただきました。

なお、本日、第7次総合計画の前期・後期計画2冊をお手元にお配りさせていただきました。前期計画の15ページからが第7次総合計画の基本構想が記載されてございます。その中で教育に関する基本理念や施策の大綱が掲げられておりますので、次回までにごらんになっていただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

市長 お疲れさま。ただいま、協議事項二つ目といたしまして、教育に関する大綱策定についてということで、大綱の概要につきまして説明をさせていただきました。この説明で何かご意見、ご質問がございましたら頂戴したいと思いますが、どうでしょうか。どうぞ遠慮なくお願ひいたします。

委員長 6ページのところで、大綱が対象とする期間というのは市長の任期に合わせてという意味ですか。4年から5年。ということは、市長さんの任期始まりのときの大綱を決めて、それが4年間続くというような考えでよろしいですか。

教育総務課長 基本的な考えはそういうことでございます。市長が定めるということでございますので、市長の任期に合わせてということでございます。

市長 よろしいでしょうか。そのほか何かございますか。

木下委員 国が定める基本計画、県の教育プラン、そして市の総合計画と、それぞれ計画、プランの期間が、終わりが違っているわけですが、これを目指に対する成果がどうであったかというものを検証する時期というのでしょうか、これは毎年、毎年検証していくということであるのか、あるいは、大綱が大体四、五年程度と想定しているものであるのか、大きくは大綱のもと、四、五年で成果を検証するとするのか、その辺の期間というものはどのように考えているのでしょうか。

市長 ただいまの質問に、はい、どうぞ。

教育総務課長 基本的に、大綱の方が4年から5年ということがございますので、そのスパンで見直しをして、次の計画に向けて変更・策定していくということになるかと考えております。

市長 さっきの質問のあれでは、おしりというか。

教育総務課長 そのときに成果、結果を見て成果とか指標を定めて新たな計画に盛り込んでいくということでございます。

市長 よろしいですか。

木下委員 はい。

委員長 今の話ですと、まず、教育大綱をつくって、土浦市の教育行政方針は毎年やっていますよね。大綱にのっとって教育行政方針をつくっているわけですが、今年度はどうしようとか、それは教育総合会議でも検討するのですか。

教育総務課長 総合教育会議の方では大綱を定める。

委員長 定めて、実質はその行政方針ですよね。大綱にのっとって教育行政方針でやっ

くわけですよ。

教育総務課長

大綱で大きな理念とかそういったことを定めることになりますので、あとの細かい施策とか事業については、これまで同様に教育行政方針の中で各事業の方を毎年定めていくというようなことになります。

委員 長

それは教育総合会議では市長さんと毎年の教育行政方針についての検討はやっぱりするわけでしょ。それは教育委員会でつくってそれを市長に示すだけでいいんですか。

教育総務課長

これまでと同じように。

委員 長

同じように。それで、大綱どおりいっているかどうかというのは市長がチェックするという、そういうことは総合会議でやるわけですか。そういうのではないのですか。

市 長

はい、どうぞ。

教育総務課長

チェックの方は教育委員会事務局の方でやるということになります。

委員 長

でも、市長としては大綱にのっとってやっているかどうか、やっぱりもちろん大事なところですよ。それをどういうふうに評価するかとか、そういうこと。

教育総務課長

我々は市長の方にはもちろん報告をするということになります。

委員 長

教育行政方針は教育委員会で決めて、それでいいのですか。

教育総務課長

これまでも教育行政方針は毎年定めまして、毎年教育行政の評価・点検を行いまして、市長、あとは議会の方に報告させていただいておりますので、それと同じように定めて評価・点検を行っていくというようなことでございます。

委員 長

教育大綱は議会へ出さないんですか。

教育総務課長

報告はいたします。

委員 長

報告はすると。では、評価と同じあれと。わかりました。

市 長

よろしいですか。そのほかどうでしょうか。

橋本委員

私、大綱策定について話をいただいたのですが、大綱そのものは国の教育振興計画とか、いばらき教育プランとか、市の第7次後期基本計画など、そういったものをもとに策定しているわけですから、いろいろな国や県や市とか考えれば、継続性とか連続性とか、そういう大きな枠組みは、問題ないのではないかというふうに思います。ただ一つ、今委員長から話があったように、教育行政方針で12ページの、これは入っていませんよ、これは委員会の方ですよという話になるので、この辺は勘違いしたんですけれども、今の話ではそれはまた別個にやって評価していくということなので、その辺は、教育行政方針の概要の方に出ているんですけれども、中に入らないと当然細かいですからそれはいいんですけれども、ただ、ここに出してきたのにはやっぱりその上に振興計画があるから、それでよしとするのかというイメージを今持ったんですけれども、ただ、考え方としては、そういうのも一つの大綱の中に結構入っているんじゃないのかなとここに来るまでは思っておったんです。今の話を聞いて、うん、すっきりはしているんですけれども、何となくわかるような、わからないような、そんなイメージで今おるところなんですけれども、この後説明があるんですけれども、そこで私にわかるような説明をしてもらえればありがたいと思うんですけれども。

市長 きょうは策定の概要ということで説明をさせていただきました。教育大綱の策定ということにつきましては、今後の会議で具体的な内容についてはそれぞれご協議をいただいて決めていくというふうにして、きょうはまだそこまでいってない。概要について説明をさせていただくということでございますので、今後のスケジュールとしては12月に予定しております。それに向かって協議をしていくというふうにしていきますので、ぜひ具体的な例につきまして、委員の皆様方にもご意見を頂戴して、いいものをつくっていきたく、きょうの段階ではそういうことですよね。ということですからきょうの段階でのお話は、ご意見をいただければありがたいと思います。内容につきましては、次の12月に具体的な内容、大綱を策定していきたいと思っております。どうでしょうか。

教育長 二つありまして、一つはこの総合教育会議、年に何回ぐらい開催することを考えているのかというのが1点と。次に、子どもたちの教育というのは国の次代の礎になるという考えが、日本では、行き渡っている。世界の国々でも同じだと思う。要するに4年とか5年では成果が出ない。10年後とか20年後、ときには30年後、あるいは50年後に成果が出るようなこともある。教育には二つの面があり、不易と流行、不易というのは本質的に変わらないもの、流行というのはそのときどきで変わるもの。不易の部分というのは昔から変わっていないと個人的には考えていますが、流行の部分で、例えば科学技術が発達して、ICTの技術が飛躍的に改良され、例えば携帯電話はスマホに変わり、これかも新しいものができるかもしれません。そういう流行の部分については、見直し、あるいはブラッシュアップということだと思います。教育の見直しを4年、5年の中でも、極端なことを言えば1年でも変えなければならない場面も出てくることもあると思うのですが、その辺についてはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。以上2点です。

市長 ただいまの質問について。

教育総務課長 まず、開催の回数でございますけれども、今年度はこういった大綱の作成等がありますので、2回、3回程度になりますけれども、来年度以降につきましては、基本的に予算編成とかは市長の権限にあるということでございますので、予算編成の時期に年1回の開催になると考えておりますが、そのほか、あってはならないこととございますけれども、いじめによる事件とか、そういったことが起きた場合には緊急的に集まっていただくというようなことになるかと思っております。

市長 あともう一つのローリングについては、流行と不易については。

教育総務課長 大綱につきましては、大きな5年間の目標というものを市で定めるというものでございますので、大綱については毎年のそういったものは取り入れないということとを考えていきたいと思っております。また、そういったものに対応する各事業については、教育行政方針等の中で細かく事業を検討していければというふうにかえております。よろしくお願ひします。

市長 よろしいですか。年に1回程度の開催ですか。とりあえずは策定するまでは何回かやるけれども。はい、どうぞ。

教育総務課長 基本的に、先ほど言ったように、予算とか、そういったことがいわれられていますけれども、現在の土浦の状況を考えますと、小中一貫教育とか幼稚園のあり方とか、そ

ういったことの検討がございますので、年に1回から3回の会議になるのかなと考えてございます。

市長
委員長

ということでよろしいですか。

今の話ですけれども、大綱にはそういう具体的な目標値とかそういうのは書かないのですね。総論だけということでもいいのですか。そうすると教育行政方針に書きまますよね。いろいろ。大綱をかえるというのは総論をかえるとかそういう意味の、大きな政策転換のときだけです。

教育総務課長
委員長

そういうことでございます。

統廃合の問題とかいろいろこれから出てくると思いますけれども、そういうことは書くんですよ。

教育総務課長

基本的な大綱の中では出てきませんが、その中に施策の項目としてそういった統廃合とか、そういうのは現在も項目として挙がっていますので、大綱としてはそういった項目は出てきませんが、実際に施策の部分でそういうようなことはやっていくというようなことでございます。

委員長

市長がこういうことをやりたいと言ったら、教育行政方針の方に手を入れないとだめでしょう。

教育総務課長

それは市長と教育委員会の会議でございますので、その場でお話をさせていただいて、入れるべきだということであればそれを盛り込んでいただくということです。

委員長

大綱の変更はないですよ、そうしたら。第3条に「大綱を変更したとき」と書いてありますよね。大体総論だから、余り変更がないというふうに考えていいのですか。

教育総務課長

変更というのは市長がかわって、市長が大綱を変える、考え方が変わると、そういうような場合を想定しているんだと思います。ここで言っているのは。

委員長

わかりました。

市長

どうでしょうか。大綱策定についてはこれからつくるわけでございますので、いろいろ具体的な内容をどんどん出していただきまして、ご協議をいただいて策定していきたいというふうな考えているところでございます。きょうは概要ですので、これから、具体的に出していただいて、これはどうするかということを出していただき、大いに議論をして、大綱を策定したいというふうに思っているところです。その中で何かお聞きしておきたいということ、何かありますか。特別ございませんか。そうしましたら、私先ほどスケジュールについて、話しましたけれども、事務局でスケジュール等で詳しく何かありますか。

教育総務課長

それでは、今後のスケジュールでございますけれども、12ページ、資料最終ページの方をごらんいただきたいと思えます。

先ほどから市長の方からもお話がありますように、本日は概要と市の教育に関する計画がどのようになっているのかというような説明をさせていただきました。次回からは教育大綱についての考え方を協議いただきまして、大綱を提示していきたいと考えてございます。こちらのスケジュールになっていますけれども、第2回目については、12月、議会が終わったころに開催いたしまして、土浦市教育大綱についての検討をお願いしたいというふうに考えてございます。

市長
教育総務課長
市長
教育総務課長
市長

最終的には大綱をつくるのはいつごろ。

大綱については今年度中、3月までに、ですから2月までにつくりまして。

12月にまたやるということですか。

はい、ですからあと2回ぐらいは開催したいと考えてございます。

そうですか。スケジュール的には考えているということですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。あと2回程度で大綱をつくる。策定をするということですね。今年度中につくらなければいけないということでございます。今まで教育委員会さんとは私どもお会いして、いろいろ話をしてきたので、つくらなくても同じようなことはやってきたというふうには私は思っていて、ありがたいと思っているんですけども、今度は制度的にきちっとしなくちゃいけないということで、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上で本日の第1回教育総合会議は、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

- 7. 閉 会 午後5時30分
- 8. 会議録調整日 平成27年12月15日
- 9. 会議録調整者 教育総務課長
- 10. 署 名

土浦市長